

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

**特許第3593089号**  
(P3593089)

(45) 発行日 平成16年11月24日(2004.11.24)

(24) 登録日 平成16年9月3日(2004.9.3)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

F I

**B 6 5 D 83/04**

B 6 5 D 83/04

G

**B 6 5 D 47/20**

B 6 5 D 47/20

T

**B 6 5 D 51/24**

B 6 5 D 51/24

Z

請求項の数 4 (全 11 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2001-340756 (P2001-340756)</p> <p>(22) 出願日 平成13年11月6日(2001.11.6)</p> <p>(65) 公開番号 特開2003-137366 (P2003-137366A)</p> <p>(43) 公開日 平成15年5月14日(2003.5.14)</p> <p>審査請求日 平成13年11月16日(2001.11.16)</p>	<p>(73) 特許権者 591222717 株式会社スダックス 東京都墨田区墨田1-9-9</p> <p>(74) 代理人 100081363 弁理士 高田 修治</p> <p>(72) 発明者 須田 和武 東京都墨田区墨田1-9-9 株式会社スダックス内</p> <p>(72) 発明者 須田 智津子 東京都墨田区墨田1-9-9 株式会社スダックス内</p> <p>審査官 阿部 利英</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 物品取出容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の要件を備えたことを特徴とする物品取出容器

- (イ) 容器本体と当該容器本体に設けられた蓋体とから構成されていること。
- (ロ) 前記容器本体は、菓子等の複数の物品を収容する物品収容部と、前記物品を外部に取り出すための開口を有する物品取出部とからなっていること。
- (ハ) 前記物品収容部と物品取出部の間には、前記物品を通過させるための連通部が設けられていること。
- (ニ) 前記容器本体には前記蓋体が回動自在に設けられており、前記開口を開閉自在に覆うようになっていること。
- (ホ) 前記蓋体の開動作に伴って前記物品取出部に位置する物品を取り出す物品取出手段を有していること。
- (ヘ) 前記物品取出部には、前記物品をその姿勢を保ったまま所定位置に保持する物品保持部と、前記蓋体の開動作に伴って前記連通部からの新たな物品の進入を防止する規制部を有した規制部材が設けられていること。

【請求項2】

下記の要件を備えたことを特徴とする物品取出容器

- (イ) 容器本体と当該容器本体に設けられた蓋体とから構成されていること。
- (ロ) 前記容器本体は、菓子等の複数の物品を収容する物品収容部と、前記物品を外部に取り出すための開口を有する物品取出部とからなっていること。

(ハ)前記物品収容部と物品取出部の間には、前記物品を通過させるための連通部が設けられていること。

(ニ)前記容器本体には前記蓋体が回動自在に設けられており、前記開口を開閉自在に覆うようになっていること。

(ホ)前記蓋体の開動作に伴って前記物品取出部に位置する物品を取り出す物品取出手段を有していること。

(ヘ)前記物品取出手段は、前記物品を狭持するための狭持部を有しており、蓋体の開動作によって物品を狭持し、蓋体の開動作によって当該狭持した物品を外部に取り出すようになっていること。

(ト)前記物品取出部には、前記物品をその姿勢を保ったまま所定位置に保持する物品保持部と、前記蓋体の開動作に伴って前記連通部からの新たな物品の進入を防止する規制部を有した規制部材が設けられていること。

10

#### 【請求項3】

前記蓋体と前記規制部材は同軸上で互いに接しながら回動するよう構成されており、前記蓋体と前記規制部材の同軸上における接触によって蓋体の開閉動作に伴う回転力が規制部材に伝達され、規制部材が回動するようになっていることを特徴とする請求項1又は2記載の物品取出容器。

#### 【請求項4】

前記物品収容部内の連通部近傍には、他の物品が、連通部を通過する物品に対して通過方向とは異なる方向から接触し物品の通過を妨げることがないように、他の物品の移動を制限する制限部材が設けられていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項記載の物品取出容器。

20

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【0001】

##### 【発明の属する技術分野】

本願発明は、小物品を一つずつ取り出すための物品取出容器に関するものであり、特に、錠剤のような形状に固化させた菓子や健康食品等を収容し、一つずつ取り出せるようにした容器に関するものである。

##### 【0002】

##### 【従来の技術】

従来、「菓子および食品の容器」が知られている。当該容器は、容器内に収容された菓子等を、動物、ロボット、人間、キャラクターを模した狭持部材によって取り出すものであり、当該狭持部材が容器の外側に取り付けられたものである。

30

##### 【0003】

##### 【発明が解決しようとする課題】

上記従来の容器は、その形状および明細書の記載内容から、テーブル等の上に載置した状態で使用することを前提としており、容器の外部に前記狭持部材が突出して固定された形状となっている。また、ポケットに入れて携帯するというようなことは前提とされていないので、収容物の飛び出しを防止することを目的とした、容器の収容部を開閉するような蓋部材は用意されていなかった。

40

##### 【0004】

本願発明は上記の点に鑑み発明されたものであって、菓子、栄養食品等、錠剤に似た形態の物品を収容し任意に取り出すことが出来る容器であって、携帯に適した形状にするとともに、携行時等の未使用時には取出口となる開口を塞ぐことで物品の不用意な飛び出しを防止し、蓋を開く動作のみで物品を一つずつ取り出すことができる新規な容器を提供するものである。また、物品の欠損等を防止するとともに、円滑に物品を取り出すための構造を提供するものである。

##### 【0005】

##### 【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために、本願請求項1記載の発明は以下に述べる効果を有している。

50

すなわち、物品取出容器であって

- (イ) 容器本体と当該容器本体に設けられた蓋体とから構成されていること。
- (ロ) 前記容器本体は、菓子等の複数の物品を収容する物品収容部と、前記物品を外部に取り出すための開口を有する物品取出部とからなっていること。
- (ハ) 前記物品収容部と物品取出部の間には、前記物品を通過させるための連通部が設けられていること。
- (ニ) 前記容器本体には前記蓋体が回動自在に設けられており、前記開口を開閉自在に覆うようになっていること。
- (ホ) 前記蓋体の開動作に伴って前記物品取出部に位置する物品を取り出す物品取出手段を有していること。
- (ヘ) 前記物品取出部には、前記物品をその姿勢を保ったまま所定位置に保持する物品保持部と、前記蓋体の開動作に伴って前記連通部からの新たな物品の進入を防止する規制部を有した規制部材が設けられていること。

10

【0006】

【0007】

また、請求項2記載の発明は、以下の構成を有する。すなわち、物品取出容器であって(

- (イ) 容器本体と当該容器本体に設けられた蓋体とから構成されていること。
- (ロ) 前記容器本体は、菓子等の複数の物品を収容する物品収容部と、前記物品を外部に取り出すための開口を有する物品取出部とからなっていること。
- (ハ) 前記物品収容部と物品取出部の間には、前記物品を通過させるための連通部が設けられていること。
- (ニ) 前記容器本体には前記蓋体が回動自在に設けられており、前記開口を開閉自在に覆うようになっていること。
- (ホ) 前記蓋体の開動作に伴って前記物品取出部に位置する物品を取り出す物品取出手段を有していること。
- (ヘ) 前記物品取出手段は、前記物品を狭持するための狭持部を有しており、蓋体の開動作によって物品を狭持し、蓋体の開動作によって当該狭持した物品を外部に取り出すようになっていること。

20

(ト) 前記物品取出部には、前記物品をその姿勢を保ったまま所定位置に保持する物品保持部と、前記蓋体の開動作に伴って前記連通部からの新たな物品の進入を防止する規制部を有した規制部材が設けられていること。

30

【0008】

また、請求項3記載の発明は、請求項1又は2記載の物品取出容器であって、前記蓋体と前記規制部材は同軸上で互いに接しながら回動するよう構成されており、前記蓋体と前記規制部材の同軸上における接触によって蓋体の開閉動作に伴う回転力が規制部材に伝達され、規制部材が回動するようになっていることを特徴とする。

【0009】

また、請求項4記載の発明は、請求項1乃至3のいずれか一項に記載の物品取出容器であって、

前記物品収容部内の連通部近傍には、他の物品が、連通部を通過する物品に対して通過方向とは異なる方向から接触し物品の通過を妨げることがないように、他の物品の移動を制限する制限部材が設けられていることを特徴とする。

40

【0010】

【発明の実施の形態】

以下、本願発明の一実施の形態を図面に基づいて説明する。図1は本願発明に係る物品取出容器の分解斜視図を表し、図2は物品取出容器の内部機構を表す透視図であり、図3は物品取出容器の機構を説明するための説明図である。はじめに、容器1の主な構成を説明する。図1において、1は本願発明に係る物品取出容器(以下単に「容器」という。)を示しており、当該容器1はそれぞれ合成樹脂の成形によって形成された容器本体3と当該容器本体3に設けられた蓋体5とから構成されている。容器本体3はさらに左容器体3a

50

と右容器体 3 b を互いに対向させて接合することによって構成されている。各容器体 3 a、3 b の形状は、後述する物品取出側を除き略長形状に形成された側壁 4 a、4 b をそれぞれ有し、当該側壁 4 a、4 b の周縁に、後述する開口等の部位を除き周壁 6 a、6 b が形成されたものとなっている。また、当該周壁 6 a、6 b の端面は互いに当接する部位となっており、当該端面には複数の嵌合孔 7 a、複数の嵌合凸部 7 b がそれぞれ形成され、互いに嵌合することにより各容器体 3 a、3 b を結合させるようになっている。なお、左容器体 3 a と右容器体 3 b は互いに対称な形状となっているので、以下、特に断りのない限り、符号に「a」を付したものを左容器体 3 a に設けられた要素、「b」を付したものを右容器体 3 b に設けられた要素として説明する。また、説明上使用する上下左右の用語は、特に説明が無い限り図面の上下左右と同一の方向を表すものとして使用する。

10

**【0011】**

上記構成による容器本体 3 には、後述する規制部材 9 を介して蓋体 5 が回動自在に取り付けられており、容器本体 3 の一側に形成された開口 1 1 を開閉自在に塞ぐようになっている。容器本体 3 には、さらに物品 X を供給するための物品供給口 1 3 が形成されており、当該物品供給口 1 3 は物品供給蓋 1 5 によって開閉自在に塞がれるようになっている。物品供給蓋 1 5 には略 C 字状の断面を有する軸受部 1 7 が形成されており、当該軸受部 1 7 が左容器体 3 a と右容器体 3 b にそれぞれ設けられたポスト 1 9 a、1 9 b の当接によって構成された軸に対して回動自在に枢支されるようになっている。また、当該ポスト 1 9 a、1 9 b は互いに当接することによって左容器体 3 a と右容器体 3 b との距離を適切に保ち、両容器体 3 a、3 b によって構成される空間（後述する物品収容部 2 1）の容積を外部からの押圧等に抗して保つ作用を有している。

20

**【0012】**

前記蓋体 5 には、物品 X を狭持して取り出すための物品取出手段 2 3 が設けられている。物品取出手段 2 3 は、本実施の形態では合成樹脂による成形によって動物の形態に形成された形象部材 2 5 を有し、当該形象部材 2 5 に一对の狭持手段 2 7、2 7 が設けられた構成となっている。当該一对の狭持手段 2 7、2 7 は狭持すべき物品 X の厚みより若干狭い間隔で配置されており、当該狭持手段 2 7、2 7 が有する弾性によって物品 X を適度な力で挟み、把持するようになっている。また、形象部材 2 5 は、前記蓋体 5 に対して取付部材 2 9 を介して蓋体 5 に取り付けられている。当該取付部材 2 9 は前記形象部材 2 5 を載置固定するためのアーム 3 1 と、前記蓋体 5 に設けた嵌着部 3 3 に嵌着されるフランジ 3 5 とから構成されている。蓋体 5、取付部材 2 9 および形象部材 2 5 は、容器 1 の完成時においては接着材若しくは所定の固定手段によって強固に固定されるが、製造時においては形象部材 2 5 を他の形態の部材に取り替えることも考えられることから、それぞれ別々の部材として構成し仕様変更に対応しやすくなっている。

30

**【0013】**

次に、以上説明した容器本体 3、当該容器本体 3 内に設けられる規制部材 9、蓋体 5 の構造についてさらに詳しく説明する。はじめに容器本体 3 について説明する。容器本体 3 は前述のように左容器体 3 a と右容器体 3 b を対向させて結合させることによって構成された部材であり、蓋体 5 を取り付けられた状態で幅が約 10 mm、高さが約 30 mm、長さが約 70 mm 程度の外形寸法となる略直方体状に形成されている。すなわち、衣服のポケットに入れて携行する際に、邪魔にならない程度の大きさおよび形状に形成されている。また、容器本体 3 内には、複数の物品 X を収容するための物品収容部 2 1、当該物品収容部 2 1 に隣接する物品取出部 3 7 が設けられている。これら物品収容部 2 1 および物品取出部 3 7 は、前述した各左容器体 3 a、右容器体 3 b の各側壁 4 a、4 b および周壁 6 a、6 b によって囲まれた空間である。

40

**【0014】**

物品収容部 2 1 と物品取出部 3 7 は、仕切部材 3 9 a、3 9 b によって仕切られている。当該仕切部材 3 9 a、3 9 b は、それぞれ各容器体 3 a、3 b の内壁に対して垂直に一体的に形成された部材であり、その端部において互いに当接しあい、容器 1 内部を仕切る部材として作用している。また、仕切部材 3 9 a、3 9 b は、物品収容部 2 1 と物品取出部

50

37の間を仕切る部材であるが、物品Xが通過できる程度の間隔を有した開口を残すように設けられている。すなわち、物品Xの外形（本実施の形態においては物品の直径）よりも若干大きい間隔（高さ）を残しており、物品収容部21と物品取出部37を連通させる開口として連通部41が形成されている。仕切部材39a、39bの端部には、さらに制限部材43a、43bが形成されている。当該制限部材43a、43bは、後述する物品Xを移動させる通路45と略平行となるように設けられた凸片状の仕切であり、物品収容部21側と物品取出部37側にそれぞれ突出するように形成されている。本実施の形態では、制限部材43a、43bの長さは物品Xの外形（直径寸法）と略同程度の長さ形成されている。

**【0015】**

物品収容部21には前述した通路45が設けられている。当該通路45は、物品Xを一列に配列し、その端部に位置する物品から順に物品取出部37に物品Xを供給するための部位である。通路45は、両容器体3a、3bから物品収容部21内側に突出した部材によって、側壁および底壁が形成された上部解放の溝状の部位であり、容器1の長手方向に沿って、容器1の端部方向から連通部41に向かって下降傾斜するように設けられている。また、側壁の高さは物品Xの外形（直径寸法）と略同程度の寸法であり、底壁の幅は、物品Xの厚み寸法よりも若干長い寸法となっている。具体的には、当該通路45は、底部となる底壁47a、47bと、当該底壁47a、47bの両側に位置する側壁49a、49bによって構成された部位である。そして、当該側壁49a、49bの上端には、外側に向かって開口を広げる方向に傾斜した傾斜部51a、51bが設けられた構造となっている。この通路45の形状によって、外形寸法よりも幅の小さい円形の物品を、当該物品を立てた状態で保持し、下降傾斜に従って通路45内を転がるようにガイドするようになっている。

**【0016】**

次に、規制部材9について説明する。規制部材9は連通部41を介して物品収容部21から物品取出部37に入る物品Xの進入を規制するとともに、前述した物品取出手段23の一对の挟持手段27、27によって適切に把持されるように物品Xの姿勢を所定の状態に保持するための部材である。規制部材9は、合成樹脂の一体成型によって形成された部材であり、一端部には二股状に分かれ互いに平行に配置された一对の軸受片53、53が形成され、当該軸受片53、53のそれぞれの表裏（外側および内側）には、同軸上に回転軸となる突起55が形成されている。すなわち、規制部材9は、軸受片53、53のそれぞれ外側に設けられた前記突起55、55が両容器体3a、3bの所定部位に設けられた軸受孔57a、57bにそれぞれ枢支され、両容器体3a、3bに設けられた突起59a、59bと周壁6a、6bによって規制される範囲内で回転するようになっている。規制部材9の他端側には、前記連通部41に対向して開口端61を有する物品保持部63が設けられている。当該物品保持部63は、一つの物品Xを前記通路45で配列された姿勢のまま保持する部位であり、一部に切欠部65、65を設けた支持壁67、67によって構成されている。また、切欠部65、65は、物品取出手段23の一对の挟持手段27、27が物品Xの中央付近を把持させるために、各部材が干渉しないように設けた逃げ部である。

**【0017】**

次に、蓋体5について説明する。蓋体5は図示するように、容器1の長手方向一側の角部を構成する、略三角形の外観を備えた部材であり、端部に軸受部69が設けられている。当該軸受部69には、孔71が設けられており、当該孔71が前記規制部材9の一对の軸受片53、53の内側にそれぞれ設けられた突起55、55と嵌合することにより、当該突起55、55を中心として蓋体5が回転するようになっている。また、蓋体5は、左右の各容器体3a、3bに軸支された規制部材9に対して、摺接しながら規制部材9の回転軸と同軸上で軸支されている。すなわち、蓋体5の軸受部69は規制部材9の一对の軸受片53、53に対して挟持され、両部材間の接触による摩擦力によって、蓋体5の回転に伴って規制部材9も前記一定の範囲内で回転するようになっている。

10

20

30

40

50

## 【0018】

次に、容器1の作用、使用等方法等を図2および図3を用いて説明する。図2(a)は、容器1に対して物品Xを複数収容して蓋体5を閉じた状態を表し、図2(b)は蓋体5を開いて一の物品Xを取り出した状態を示した一部透視図である。本実施の形態では、容器1は、その最適な例として、収容する物品が所定の厚みを有し外形が円形に形成された所謂錠剤のような形状の物品の収容に適したものとして形成されている。従って、前述のように容器1の外観形状は角部については所定の半径で面取りをした曲面となっているが、全体として薄型の直方体型容器として形成され、容器1の内部では図2に示すように物品Xが直径方向に積み重ねられ、厚み方向には積み重ならないような状態で収容されるようになっている。また、物品収容部21内には前述のように、通路45および当該通路45 10  
に対して物品Xを誘い込むように傾斜した傾斜部51a、51bが設けられておいる。従って、容器1を図2に示す姿勢で立てた場合には、物品Xは傾斜部51a、51bに沿って通路45内に誘いこまれ、さらに通路45は連通部41側に向かって下降傾斜しているので、自重で連通部41側に移動する力が作用し、傾斜に沿って移動する。

## 【0019】

図2(a)は、蓋体5を閉じた状態を示している。この状態では、前述した回動可能な規制部材9が下方に位置しており、通路45、連通部41、開口端61を介して物品Xが物品保持部63に対して供給され、当該物品保持部によってその姿勢が保持されている。また、同時に物品取出手段23の狭持手段27が、前記物品保持部63によって保持された物品Xの幅方向を狭持した状態となっている。図2(b)は、蓋体5を開いた状態を示し 20  
ている。この状態では、前述した回動可能な規制部材9が上方に位置しており、連通部41を開口端61によって塞ぎ、物品Xが物品保持部63に対して供給されるのを防止している。また、同時に物品取出手段23の狭持手段27が物品Xを把持した状態で、物品Xを物品取出部37から取り出した状態となっている。以上のように、蓋体5閉じた状態で物品取出手段23が物品Xを把持し、蓋体5を開くことによって、物品取出手段23が一つの物品Xを取り出すようになっている。

## 【0020】

上記の蓋体5の開閉に伴う物品Xの取出しについて、図3(a)、図3(b)、図3(c)を用いてさらに詳細に説明する。図3の各図は容器1を側面から透視した状態として表した図である。図3(a)は、前述した図2(a)に示した状態と同じ状態を側面から表 30  
したものである。すなわち、蓋体5が閉じ、物品保持部63に対して供給された物品X1を、物品取出手段23の狭持手段27によって狭持した状態を示している。また、次に物品保持部63に対して供給される予定の物品X2が、通路45の端部に止まっている。この際、物品X2は、次の物品X3によって物品保持部63方向に押されているが、物品保持部63内には既に物品X1が入っていてそれ以上進むことが出来ないで、前記の場所に止まっている。

## 【0021】

物品X2が止まっている通路45の端部位置上部には、前述した仕切部材39a、39bと一体的に設けられた制限部材43a(43b)が設けられている。当該制限部材43a(43b)は、連通部41直前の通路45の上部に、その連通部45に沿って、物品Xが 40  
通過できる程度の高さを保持しながら設けられた仕切部材である。当該制限部材43a(43b)は、物品X2が物品保持部63方向に移動しようとした場合に、次の物品X3以外の物品から押されるのを防止し、円滑に物品が供給するために設けられた部材である。また、物品X1が取り出される際に、物品X2は物品X1から上方へ移動するような力を受けるが、上方に制限部材43a(43b)を設けることによって移動することがなく、円滑に物品X1と物品X2を分離するようになっている。

## 【0022】

図3(b)は、蓋体5が開きはじめた状態であり、規制部材9の開口端61(物品保持部63)側が蓋体5の開動作にともなって上昇した状態を示している。蓋体5が開きはじめると、軸受部69において摺接している規制部材9に対して、蓋体5と同じ方向に回転さ 50

せる力が作用する。これによって、規制部材 9 の開口端 6 1 が上昇し、当該開口端 6 1 が規制部として連通部 4 1 を塞ぎ、次に待機している物品 X 2 の進入を防止している。

【 0 0 2 3 】

図 3 ( c ) は、蓋体 5 を完全に開いた状態であり、物品 X 1 が物品取出部 3 7 の外部に取り出されている。また、規制部材 9 が突起 5 9 a ( 5 9 b ) に当接する位置まで回転している。この状態で開口端 6 1 の角部 7 3 が次に待機している物品 X 2 の最も開口端 6 1 側に突出した位置と当接している。次に、再び蓋体 5 が閉まり始めると、規制部材 9 が下がり次の物品 X 2 を物品保持部 6 3 に保持し、完全に蓋体 5 が閉じられた状態で物品取出手段 2 3 の狭持手段 2 7 が物品 X 2 を狭持した状態となる。この繰り返しによって、蓋体の開閉の都度物品を一つずつ取り出すことができるようになっている。前記のように、角部 7 3 が物品 X 2 の最突出部と当接させるようにしているのは、開口端 6 1 側への移動（逆戻り）を極力少なくするためである。物品 X の取出に伴って、次の物品 X 2 以下通路 4 5 内に一列に並んでいる各物品を通路内で逆戻りさせることになると、次のような問題が発生する。すなわち、通路 4 5 内に入っている物品は、互いに接触しながら全て通路 4 5 の傾斜に沿って連通部 4 1 側に移動する方向に自重等によって力を受けている。この状態で物品を逆戻りさせると、互いに重なり合っている物品に対して、前記と反対方向の力を与えることとなり、場合によっては物品を破損させてしまうことも考えられる。このような観点から、出来る限り通路 4 5 内では物品を逆戻りさせない構造を採用することが好ましい。

10

【 0 0 2 4 】

20

【 発明の効果 】

以上説明したように、本願請求項 1 に係る発明は以下に述べる効果を有している。すなわち、本願発明に係る物品取出容器は、ポケットに入れて持ち歩くとき、および衛生面を考慮して蓋体が設けられており、当該蓋体を開く動作に伴って動物や他のキャラクター人形が菓子等の物品を一つずつ取り出してくれるようになっている。従って、従来の容器のように蓋がなく、容器の外部にキャラクター等が付いていて携行に適しないものとは異なり、携行性に優れかつ衛生的であって、蓋の開閉とともにキャラクター人形等が表れて菓子等を取り出してくれるという従来にない物品取出容器を提供することができるという効果を有している。また、容器の外形を実施例で説明したような薄型の直方体状とすることで、より携行性に適した物品取出容器を提供することができる。

30

【 0 0 2 5 】

また、請求項 2 記載の発明は、上記効果に加え以下に述べる効果を有している。すなわち、物品の把持を、物品の厚み方向を部材の弾性によって狭持する物品取出手段によって行っており、当該物品取出手段はこのような構成から、物品取出手段の幅を物品の厚みよりも若干大きい程度の寸法内で形成することができる。本願発明に係る容器は、このような物品取出手段を採用したので被装着部材となる蓋体の幅も小さく構成することが出来る。また、物品取出手段を動物や他のキャラクター形状の形象物とすることで、蓋を開くことによって形象物が物品を把持して表出させることができる。以上のことから、薄型で携行に適した物品取出容器を提供できるとともに、当該物品取出装置によって物品取出の都度形象物を見て楽しむことができるという効果を有している。

40

【 0 0 2 6 】

また、請求項 1 又は 2 記載の発明は、上記効果に加え以下に述べる効果を有している。すなわち、物品の姿勢保持と次の物品の進入を防止する機能を備えた規制部材を設けることで、一つずつ確実に物品が取り出すことができるようになるという効果を有している。さらに、規制部材は一部の部材で物品の姿勢保持と次の物品の進入を防止という 2 つの機能を有しているので、装置として小型であり、当該規制部材を内蔵した物品取出容器の外形を小さく構成することができるという効果を有している。

【 0 0 2 7 】

また、請求項 3 記載の発明は、上記効果に加え以下に述べる効果を有している。すなわち、規制部材と蓋体の回転を同軸上で行わせ、互いに摺接させる構造としたので、このよう

50

な極めて簡単な機構によって蓋体の回動に合わせて規制部材を動作させることができるようになっている。また、この構造は実施例で説明した薄型容器の厚み方向にも収まるものであり、容器の薄型化を実現し携行に適した物品取出容器を提供することができるという効果を有している。

【0028】

また、請求項4記載の発明は、上記効果に加え以下に述べる効果を有している。すなわち、物品収容部内の連通部近傍に制限部材を設けたので、物品取出部に供給される物品の移動を妨げる他の物品の移動を制限しているので、円滑に物品を供給し確実に物品を取り出すことができる物品取出容器を提供することができるという効果を有している。

【図面の簡単な説明】

【図1】本願発明に係る物品取出容器の分解斜視図である。

【図2】本願発明に係る物品取出容器の内部機構を表す透視図である。

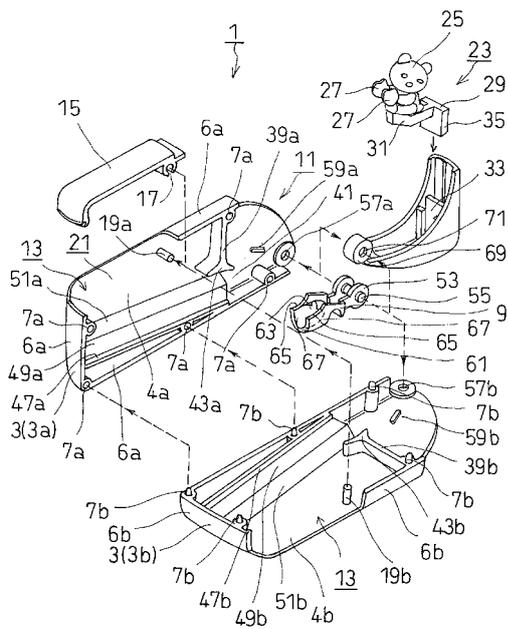
【図3】本願発明に係る物品取出容器の機構を説明するための説明図である。

【符号の説明】

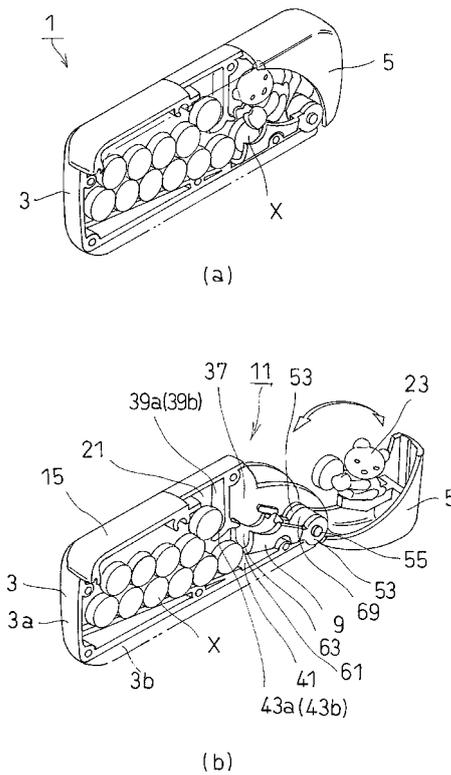
1	容器	
3	容器本体	
5	蓋体	
3 a	左容器体	
3 b	右容器体	
4 a	側壁	20
4 b	側壁	
6 a	周壁	
6 b	周壁	
7 a	嵌合孔	
9	規制部材	
1 1	開口	
1 3	物品供給口	
1 5	物品供給蓋	
1 7	軸受部	
1 9 a	ポスト	30
1 9 b	ポスト	
2 1	物品収容部	
2 3	物品取出手段	
2 5	形象部材	
2 7	狭持手段	
2 9	取付部材	
3 1	アーム	
3 3	嵌着部	
3 5	フランジ	
3 7	物品取出部	40
3 9 a	仕切部材	
3 9 b	仕切部材	
4 1	連通部	
4 3 a	制限部材	
4 3 b	制限部材	
4 5	通路	
4 7 a	底壁	
4 7 b	底壁	
4 9 a	側壁	
4 9 b	側壁	50

- 5 1 a 傾斜部
- 5 1 b 傾斜部
- 5 3 軸受片
- 5 5 突起
- 5 7 a 軸受孔
- 5 7 b 軸受孔
- 5 9 a 突起
- 5 9 b 突起
- 6 1 開口端
- 6 3 物品保持部
- 6 5 切欠部
- 6 7 支持壁
- 6 9 軸受部
- 7 1 孔
- 7 3 角部
- X 物品

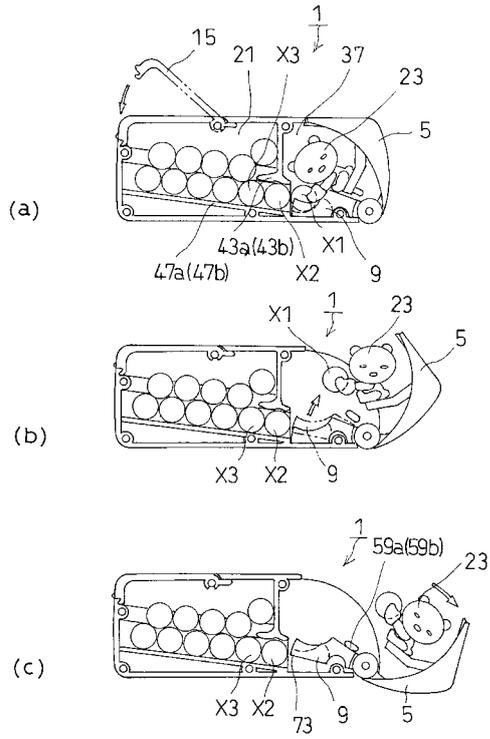
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



## フロントページの続き

- (56)参考文献 特開昭50 - 133080 (JP, A)  
実開昭60 - 101468 (JP, U)  
特開2000 - 159279 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

B65D 83/04  
B65D 47/20  
B65D 51/24